

令和7年度

豊橋市制度融資要綱

豊 橋 市

令和7年4月

目 次

1. 豊橋市小口事業資金融資制度要綱・事務処理細則	1
2. 豊橋市経営安定資金融資制度要綱・事務処理細則	12
3. 豊橋市創業支援資金融資制度要綱・事務処理細則	22
4. 豊橋市中心市街地商業活性化資金融資制度要綱・事務処理細則	32
5. 豊橋市融資制度の運用について	42
様式第1 豊橋市制度融資借入申込書	45
様式第2 税務資料調査承諾書	46
様式第3 税務資料調査承諾書(法人代表者以外の連帯保証人用)	47
6. 豊橋市信用保証料補助金交付要綱	48
様式第1 豊橋市信用保証料補助金交付申請書兼請求書	59
様式第2 豊橋市信用保証料補助金交付決定通知書	60
様式第3 豊橋市信用保証料補助金交付申請書兼請求書(愛知県経済環境適応資金)	61
7. 豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱	62
様式第1 豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付申請書兼請求書	71
様式第2 豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付決定通知書	72
様式第3 豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付決定通知書	73
8. 関係書類等	74
創業・再挑戦計画書	75
創業計画書(スタートアップ創出促進保証制度)	78
ガバナンス体制の整備に関するチェックシート	81
店舗改装承諾書	82
9. 豊橋市中心市街地商業活性化資金融資制度に係る地域指定範囲	83
10. 会社に含まれる士業、事業所の定義について	84

豊橋市小口事業資金融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における中小企業者に対する経営の合理化とその自主的経済活動の促進に要する資金、中小企業団体等が共同事業を行うのに要する資金及び中小企業者が受けた自然災害の早期復旧を図るために要する資金（以下「小口事業資金」という。）の融通を円滑にするための融資を行い、もって本市産業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業団体等」とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する団体及び商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に掲げる団体をいう。

(資金措置)

第3条 市は、この制度の運用資金に充てるため、予算で定める範囲内において必要と認める金額を別途契約に基づき決済用預金により取扱金融機関に預託することとし、取扱金融機関は、資金を市の預金として受け入れ、別途市に決済用預金通帳を交付する。

2 前項の預託期間は、1年以内とする。

(取扱金融機関)

第4条 取扱金融機関は、別に定めるものとする。

(融資枠)

第5条 取扱金融機関は、預託資金の3倍の額を目処として融資を行うものとする。

(融資の種類)

第6条 この制度による融資は、次のとおりとする。

- (1) 通常資金
- (2) 災害復旧支援資金

(信用保証)

第7条 この制度に係る融資は、全て愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証付きとする。

(暴力団等の排除)

第8条 市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた者は、この制度を利用することができない。

- (1) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）

(4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体

（通常資金の融資対象者）

第9条 通常資金の融資対象者は、次の各号のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）及び中小企業団体等とする。

(1) 常時使用する従業員の数が30人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については10人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。ただし、中小企業団体等については、この限りでない。

(2) 申込みの日以前から引き続き市内に住所及び主たる事業所（中小企業団体等にあつては、事務所）を有し、適法に事業を営んでいること。

(3) 税の滞納がないこと。

(4) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。

(5) 協会の信用保証対象資格があること。

(6) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。

（通常資金の使途）

第10条 通常資金の使途は、事業の経営改善等に必要な運転資金若しくは設備資金又は中小企業団体等が行う共同事業に必要な運転資金若しくは設備資金とする。

（通常資金の融資条件）

第11条 通常資金の融資条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額 一事業者（中小企業団体等にあつては、一団体）につき
3,000万円以内

(2) 期間及び利率	運転資金	3年以内	年1.2パーセント
		5年以内	年1.3パーセント
		7年以内	年1.4パーセント
	設備資金	3年以内	年1.2パーセント
		5年以内	年1.3パーセント
		7年以内	年1.4パーセント
		10年以内	年1.5パーセント

(3) 担保 原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。

(4) 保証人 原則として、法人代表者（中小企業団体等にあつては、理事等）以外の連帯保証は要しない。

- (5) 信用保証料 協会所定
- (6) 償還方法 原則として、元金均等分割返済とする。
(据置期間は、6か月以内とする。)
- (7) 貸付方法 証書貸付とする。

(災害復旧支援資金の融資対象者)

第12条 災害復旧支援資金の融資対象者は、次の各号のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人とする。

- (1) 常時使用する従業員の数が50人(卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については30人)以下であって、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。
- (2) 申込みの日以前から引き続き市内に主たる事業所を有し、適法に事業を営んでいること。
- (3) 予測できない風水害等の自然災害(災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する災害が発生し、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された当該災害を含む。)により被災し、市が発行する罹災証明書又は罹災届出証明書を受けていること。
- (4) 税の滞納がないこと。
- (5) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。
- (6) 協会の信用保証対象資格があること。
- (7) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。

(災害復旧支援資金の使途)

第13条 災害復旧支援資金の使途は、災害復旧に必要な事業上の運転資金又は設備資金とする。

(災害復旧支援資金の融資条件)

第14条 災害復旧支援資金の融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資限度額 一事業者につき 1,000万円以内
- (2) 期間及び利率
 - 3年以内 年1.1パーセント
 - 5年以内 年1.2パーセント
 - 7年以内 年1.3パーセント
- (3) 担保 原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。
- (4) 保証人 原則として、法人代表者以外の連帯保証は要しない。
- (5) 信用保証料 協会所定
- (6) 償還方法 原則として、元金均等分割返済とする。
(据置期間は、6か月以内とする。)

(7) 貸付方法 証書貸付とする。

(残高方式)

第15条 第11条第1号に規定する通常資金の融資限度額及び第14条第1号に規定する災害復旧支援資金の融資限度額は、一事業者（中小企業団体等にあつては、一団体）に対する融資残高の上限をいうものとし、過年度に融資した運転資金又は設備資金の残高は、それぞれの制度の残高とみなす。

(運転資金と設備資金の併用)

第16条 第11条第1号及び第14条第1号に規定する融資限度額以内において、それぞれ運転資金及び設備資金を併せて融資することができるものとする。

2 前項の規定により運転資金及び設備資金を併せて融資する場合において、その融資条件は、融資の合計額のうち設備資金に係る割合が60パーセント以上のときは、設備資金の融資条件を、60パーセント未満のときは、運転資金の融資条件を適用するものとする。

3 第1項の規定による融資の申込みは、原則として同一の申込書により行うものとする。

(融資の申込み)

第17条 小口事業資金の申込者は、借入申込書に関係書類を添付のうえ原則として、取扱金融機関を経由し市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、災害復旧支援資金の融資を受けようとするときは、災害発生日の翌日から起算して90日以内に取扱金融機関を経由し市長に提出しなければならない。ただし、180日を超えない範囲内で市長が特別な事由があると認めた場合は、この限りでない。

3 取扱金融機関は、申込み内容について調査し、適切と認めるものについては、所定の手続きを行い速やかに市長に送付するものとする。

(融資の決定)

第18条 市長は、申込み内容について調査し、適切と認めるものについては、速やかに関係書類を協会に送付するものとする。

2 協会は、前項の規定により送付を受けたときは、直ちに保証承諾の可否を審査のうえ、保証を可とするものについては取扱金融機関に信用保証書を発行すると同時に、市長及び申込者に通知するものとする。

3 取扱金融機関は、信用保証書を受領後、速やかに融資を実行するものとする。

(融資業務)

第19条 貸付け、回収等融資の具体的業務は、取扱金融機関において行うものとし、その責任は全て金融機関に帰属するものとする。

(運営の協力)

第20条 この制度の略称を通常資金については「豊小」と、災害復旧支援資金につい

ては「豊災」とし、取扱金融機関はこの制度に係る融資関係書類には、㊦ ㊧ 又は㊨ ㊩ と付して他と明確に区分して処理するものとする。

- 2 取扱金融機関は、この制度による融資金を金融機関固有の既融資金と肩代わりさせる行為をしてはならない。

(遵守事項)

第21条 この制度の利用者は、この要綱及び取扱金融機関との約定を遵守しなければならない。

- 2 市長は、この制度の利用者について関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用等この要綱に違反する事項があると認めたときは、関係機関と協議して融資を取り消すことができる。

(指示、調査及び報告)

第22条 市長は、この制度の適正な運用を図るため必要があると認めたときは、取扱金融機関に対して指示又は融資後の状況等の調査をさせ、この報告を求めることができる。

(その他)

第23条 この要綱及び別に定める事務処理細則に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は、市と関係機関との協議により定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年3月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱（通常資金）の規定は、この要綱の施行の日以後の保証決定から適用し、同日前に保証決定を受けた融資については、なお従前の例による。

- 3 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱（特別資金）の規定は、この要綱の施行の日以後に受ける融資から適用し、同日前に受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱第10条及び第16条の内、利率に関する規定は、この要綱の施行の日以後の保証決定から適用し、同日前に保証決定を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

豊橋市小口事業資金融資制度要綱事務処理細則

(取扱金融機関)

第1条 要綱第4条に規定する取扱金融機関は、次の市内に存する各店舗及び豊橋市に隣接する市に存する各店舗とする。ただし、市内に存しない店舗については預託を行わないものとする。

みずほ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行
静岡銀行	清水銀行	大垣共立銀行
十六銀行	あいち銀行	名古屋銀行
三十三銀行	豊橋信用金庫	岡崎信用金庫
豊川信用金庫	蒲郡信用金庫	豊橋商工信用組合
商工組合中央金庫		

(税の種類)

第2条 納税要件の調査は、所得税（法人の場合は法人税）、事業税、県民税、及び豊橋市市税条例（昭和25年条例第25号）第3条第1項に規定する市税（以下「市税」という。）とする。

(税の調査方法)

第3条 原則として、市税の納税確認は提出された税務資料調査承諾書に基づき、税務担当課に照会し確認するものとする。ただし、必要がある場合は納税証明書を徴することができる。

2 原則として、国税等の納税確認は税務公署の発行する領収書類の確認によるものとする。ただし、必要がある場合は納税証明書を徴することができる。

(指導基準)

第4条 設備資金の融資にあたっては、次の基準に従って申込者を指導するものとする。

- (1) 原則として融資後2か月以内に、工事に着手又は機械器具を購入すること。
- (2) 既施設設並びに整備事業が建築基準法、その他法令に違反していないもの。
- (3) 融資後において必要がある場合は、市はこの制度の利用者に対して関係帳票の提出を求め適切な指導を行うものとする。

附 則

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

- 1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の

日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市小口事業資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成26年12月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

豊橋市経営安定資金融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における小規模事業者が経済環境の変化に適応するために事業上必要とする資金（以下「安定資金」という。）の融資を行い、経営の安定と本市産業の振興に資することを目的とする。

(資金措置)

第2条 市は、この制度の運用資金に充てるため、予算で定める範囲内において必要と認める金額を別途契約に基づき決済用預金により取扱金融機関に預託することとし、取扱金融機関は資金を市の預金として受け入れ、別途市に決済用預金通帳を交付する。

2 前項の預託期間は1年以内とする。

(取扱金融機関)

第3条 取扱金融機関は、別に定めるものとする。

(融資枠)

第4条 取扱金融機関は、預託資金の3倍の額を目処として融資を行うものとする。

(信用保証)

第5条 この制度に係る融資は、愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証付きとする。ただし、第7条第1号の特例中小企業者に対しては、国の全国統一保証制度である危機関連保証制度を適用する。

(暴力団等の排除)

第6条 市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた者は、この制度を利用することができない。

- (1) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体

(融資対象者)

第7条 安定資金の融資対象者は、次の各号のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）とする。

- (1) 申込みの日以前から市内に住所及び主たる事業所を有し、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第5項第1号から第4号まで若しくは第6号のいずれかに該当する特定中小企業者又は同法同条第6項に規定する特例中小企業者として、その所在地を管轄する市町村長の認定を受けているものであること。

- (2) 常時使用する従業員の数が20人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については5人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を適法に営んでいること。
- (3) 税の滞納がないこと。
- (4) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。
- (5) 協会の信用保証対象資格があること。
- (6) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。

（資金の使途）

第8条 安定資金の使途は、経営の安定に必要な事業上の運転資金とする。

（融資条件）

第9条 安定資金の融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資限度額 一事業者につき 2,000万円以内
- (2) 期間及び利率
 - 3年以内 年1.1パーセント
 - 5年以内 年1.2パーセント
 - 7年以内 年1.3パーセント
- (3) 担保 原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。
- (4) 保証人 原則として、法人代表者以外の連帯保証は要しない。
- (5) 信用保証料 協会所定
- (6) 償還方法 原則として、元金均等分割返済とする。
（据置期間は、6か月以内とする。）
- (7) 貸付方法 証書貸付とする。

（残高方式）

第10条 前条第1号に規定する融資限度額は、一事業者に対する融資残高の上限をいう。
この場合において、既に融資した安定資金の残高は、この制度による運転資金の残高とみなす。

（融資の申込み）

第11条 安定資金の申込みをしようとする者は、借入申込書に関係書類を添付のうえ原則として、取扱金融機関を経由し市長に提出しなければならない。

- 2 取扱金融機関は、申込み内容について調査し、適切と認めるものについては所定の手続きを行い、速やかに市長に送付するものとする。

（融資の決定）

第12条 市長は、申込みの内容について調査し、適切と認めるものについては、速やかに関係書類を協会に送付するものとする。

- 2 協会は、前項の規定により送付を受けたときは、直ちに保証承諾の可否を審査のうえ、保証を可とするものについては取扱金融機関に信用保証書を発行すると同時に、

市長及び安定資金の申込みをした者に通知するものとする。

- 3 取扱金融機関は、信用保証書を受領後、速やかに融資を実行するものとする。

(融資業務)

第13条 貸付け、回収等融資の具体的業務は、取扱金融機関において行うものとし、その責任はすべて金融機関に帰属するものとする。

(運営の協力)

第14条 この制度の略称を「安定」とし、取扱金融機関はこの制度に係る融資関係書類には、安の記号を付して他と明確に区分して処理するものとする。

- 2 取扱金融機関は、この制度による融資金を金融機関固有の既融資金と肩代わりさせる行為をしてはならない。

(遵守事項)

第15条 この制度の利用者は、この要綱及び取扱金融機関との約定を遵守しなければならない。

- 2 市長は、この制度の利用者について関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用等この要綱に違反する事項があると認めたときは、関係機関と協議して融資を取り消すことができる。

(指示、調査及び報告)

第16条 市長は、この制度の適正な運用を図るため必要があると認めたときは、取扱金融機関に対して指示又は融資後の状況等の調査をさせ、この報告を求めることができる。

(期中支援)

第17条 取扱金融機関は、安定資金の申込みをした者が法第2条第5項第4号の特定中小企業者（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）であって、協会から保証承諾を受けた場合は、協会が定めるモニタリングを行うものとする。

(その他)

第18条 この要綱及び別に定める事務処理細則に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は、市と関係機関との協議により定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年10月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年3月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の保証決定から適用し、同日前に保証決定を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 旧中小企業信用保険法第2条第4項に基づく市町村長の認定を受けている中小企業者に係る改正前の豊橋市経営安定資金融資制度要綱第7条(1)の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 前項の中小企業者に係る資金についての申込みは、旧中小企業信用保険法に基づく認定を受けた有効期間の終期まで受付ける。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱第9条の内、利率に関する規定は、この要綱の施行の日以後の保証決定から適用し、同日前に保証決定を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱第17条の規定は、この要綱の施行の日以後に保証申込の受付がされた融資から適用し、同日前に保証申込の受付がされた融資については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

豊橋市経営安定資金融資制度要綱事務処理細則

(取扱金融機関)

第1条 要綱第3条に規定する取扱金融機関は、次の市内に存する各店舗及び豊橋市に隣接する市に存する各店舗とする。ただし、市内に存しない店舗については預託を行わないものとする。

みずほ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行
静岡銀行	清水銀行	大垣共立銀行
十六銀行	あいち銀行	名古屋銀行
三十三銀行	豊橋信用金庫	岡崎信用金庫
豊川信用金庫	蒲郡信用金庫	豊橋商工信用組合

(税の種類)

第2条 納税要件の調査は、所得税（法人の場合は法人税）、事業税、県民税、及び豊橋市市税条例（昭和25年条令第25号）第3条第1項に規定する市税（以下「市税」という。）とする。

(税の調査方法)

第3条 原則として、市税の納税確認は提出された税務資料調査承諾書に基づき、税務担当課に照会し確認するものとする。ただし、必要がある場合は納税証明書を徴することができる。

2 原則として、国税等の納税確認は税務公署の発行する領収書類によるものとする。ただし、必要がある場合は納税証明書を徴することができる。

附 則

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市経営安定資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行

の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、
なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成 26 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

豊橋市創業支援資金融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新規に事業を開業しようとする者及び創業者が創業者である期間内に創業又は創業により行う事業の実施のため必要とする資金(以下「創業支援資金」という。)の一部を融資することにより、経営者への道を開き中小企業者の育成を促進し、もって本市産業の振興に資することを目的とする。

(資金措置)

第2条 市は、この制度の運用資金に充てるため、予算で定める範囲内において必要と認める金額を別途契約に基づき決済用預金により取扱金融機関に預託することとし、取扱金融機関は資金を市の預金として受け入れ、別途市に決済用預金通帳を交付する。

2 前項の預託期間は1年以内とする。

(取扱金融機関)

第3条 取扱金融機関は、別に定めるものとする。

(融資枠)

第4条 取扱金融機関は、預託資金の3倍の額を目処として融資を行うものとする。

(信用保証)

第5条 この制度に係る融資は、愛知県信用保証協会(以下「協会」という。)の信用保証付きとする。

(暴力団等の排除)

第6条 市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた者は、この制度を利用することができない。

- (1) 豊橋市暴力団排除条例(平成23年豊橋市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
- (2) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体

(融資対象者)

第7条 創業支援資金の融資対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

ア 創業

- (ア) 事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。
- (イ) 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。

- (ウ) 会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。
- (エ) 事業を営んでいない個人が、事業を開始した日以後5年を経過していないもの。
- (オ) 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
- (カ) 会社が自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立した場合であって、その設立の日以後5年を経過していないこと。
- (キ) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であって、6か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。
- (ク) 産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であって、6か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。
- (ケ) 上記(エ)に規定する創業者であって新たに会社を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に継承させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日以後5年を経過していないもの。

イ 経営者保証免除

- (ア) 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。
- (イ) 会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。
- (ウ) 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。
- (エ) 会社が自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立した場合であって、その設立の日以後5年を経過していないこと。
- (オ) 会社設立創業者が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に継承させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日以後5年を経過していないもの。

(カ) 産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であって、6か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。

- (2) 市内に住所を有し、市内で開業しようとする者、又は市内で開業している者であること。
- (3) 開業により会社を設立する場合は、当該会社の代表者となる者であること。
- (4) 第1号イに該当する場合においては、保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあつては創業資金総額の10分の1以上の自己資金を有していること。
- (5) 開業する若しくは開業した業種は、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条第1項に規定する業種に属する事業であること。
- (6) 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種にあつては、既に当該許可、免許、登録等を受けている者又はこれを受けることが確実と認められる者であること。
- (7) 開業する若しくは開業した事業は中小規模であり、雇用見込み若しくは雇用した従業員数は50人(卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については30人)以下であること。
- (8) 協会の信用保証対象資格があること。
- (9) 税の滞納がないこと。
- (10) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。
- (11) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。

(資金の使途)

第8条 資金の使途は、創業者が創業者である期間内に、創業又は創業により行なう事業の実施に必要な運転資金及び設備資金とする。ただし、新会社設立のための株式取得資金(資本金又は出資金)は対象としない。

(融資条件)

第9条 創業支援資金の融資条件は、次のとおりとする。

- | | | |
|------------|---------|----------------|
| (1) 融資限度額 | 一事業者につき | 2, 500万円以内 |
| (2) 期間及び利率 | 運転資金 | 3年以内 年0.7パーセント |
| | | 5年以内 年0.8パーセント |
| | | 7年以内 年0.9パーセント |
| | 設備資金 | 3年以内 年0.7パーセント |
| | | 5年以内 年0.8パーセント |
| | | 7年以内 年0.9パーセント |

10年以内 年1.0パーセント

- (3) 担保 要しない。
- (4) 保証人 原則として、法人代表者以外の連帯保証は要しない。ただし、第7条第1号イに該当する場合は、法人代表者の連帯保証を徴求しないものとする。
- (5) 信用保証料 協会所定。なお、第7条第1号イに該当する場合は、スタートアップ創出促進保証制度要綱（令和5年2月6日付け制定20230130中庁第3号。以下「スタートアップ創出促進保証制度要綱」という。）の規定を適用する。
- (6) 償還方法 原則として、元金均等分割返済とする。
(据置期間は、6か月以内とする。)
- (7) 貸付方法 証書貸付とする。
(残高方式)

第10条 前条第1号に規定する創業支援資金の金額は、一事業者に対する融資残高の上限をいう。

(運転資金と設備資金の併用)

第11条 第9条第1号に規定する融資限度額以内において、運転資金及び設備資金を併せて融資することができるものとする。

- 2 前項の規定により運転資金と設備資金を併せて融資する場合において、融資の合計額のうち設備資金に係る割合が60パーセント以上のときは、設備資金の融資条件を、60パーセント未満のときは、運転資金の融資条件を適用するものとする。

- 3 第1項の規定による融資の申込みは、原則として同一の申込書により行うものとする。

(融資の申込み)

第12条 申込者は、借入申込書等のほか、関係書類を添付のうえ原則として、取扱金融機関を経由し市長に提出しなければならない。

- 2 取扱金融機関は、申込み内容について調査し、適切と認めるものについては所定の手続きを行い速やかに市長に送付するものとする。

(融資の決定)

第13条 市長は、申込みの内容について調査し、適切と認めるものについては、速やかに関係書類を協会に送付するものとする。

- 2 協会は、前項の規定により送付を受けたときは、直ちに保証承諾の可否を審査のうえ保証を可とするものについては、取扱金融機関に信用保証書を発行すると同時に市長及び申込者に通知するものとする。

- 3 取扱金融機関は、信用保証書を受領後、速やかに融資を実行するものとする。

(融資業務)

第14条 貸付け、回収等融資の具体的業務は、取扱金融機関において行うものとし、その責任はすべて金融機関に帰属するものとする。

2 取扱金融機関は、融資対象者が第7条第1号イに該当する場合は、スタートアップ創出促進保証制度要綱の定めるところにより、期中管理を行うものとする。

(運営の協力)

第15条 この制度の略称を第7条第1号アに該当するものについては「豊創」と、同条同号イに該当するものについては「豊創SSS」とし、取扱金融機関はこの制度に係る融資関係書類には(豊)(創)又は(豊)(創)(SSS)の記号を付して他と明確に区分して処理するものとする。

2 取扱金融機関は、この制度による融資金を金融機関固有の既融資金と肩代わりさせる行為をしてはならない。

(遵守事項)

第16条 この制度の利用者は、この要綱及び取扱金融機関との約定を遵守しなければならない。

2 市長は、この制度の利用者について関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用等この要綱に違反する事項があると認めたときは、関係機関と協議して融資を取り消すことができる。

(指示、調査及び報告)

第17条 市長は、この制度の適正な運用を図るため必要があると認めたときは、取扱金融機関に対して指示又は融資後の状況等の調査をさせ、この報告を求めることができる。

(その他)

第18条 この要綱及び別に定める事務処理細則に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は、市と取扱金融機関との協議により定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市創業支援資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市創業支援資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年3月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市創業支援資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の保証決定から適用し、同日前に保証決定を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市創業支援資金融資制度要綱第9条の内、利率に関する規定は、この要綱の施行の日以後の保証決定から適用し、同日前に保証決定を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市創業支援資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市創業支援資金融資制度要綱第9条の内、融資限度額に関する規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

3 改正後の豊橋市創業支援資金融資制度要綱第9条の内、利率に関する規定は、この要綱の施行の日以後の保証決定から適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成30年9月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

豊橋市創業支援資金融資制度要綱事務処理細則

(取扱金融機関)

第1条 要綱第3条に規定する取扱金融機関は、次の市内に存する各店舗及び豊橋市に隣接する市に存する各店舗とする。ただし、市内に存しない店舗については預託を行わないものとする。

大 垣 共 立 銀 行	十 六 銀 行	名 古 屋 銀 行
三 十 三 銀 行	豊 橋 信 用 金 庫	岡 崎 信 用 金 庫
豊 川 信 用 金 庫	蒲 郡 信 用 金 庫	豊橋商工信用組合

(税の種類)

第2条 納税要件の調査は、所得税（法人の場合は法人税）、事業税、県民税、及び豊橋市市税条例（昭和25年条例第25号）第3条第1項に規定する市税（以下「市税」という。）とする。

(税の調査方法)

第3条 原則として、市税の納税確認は提出された税務資料調査承諾書に基づき、税務担当課に照会し確認するものとする。ただし、必要がある場合は納税証明書を徴することができる。

2 原則として、国税等の納税確認は税務公署の発行する領収書類の確認によるものとする。ただし、必要がある場合は納税証明書を徴することができる。

(指導基準)

第4条 設備資金の融資にあたっては、次の基準に従って申込者を指導するものとする。

- (1) 原則として融資後2か月以内に、工事に着手又は機械器具を購入すること。
- (2) 既施設設並びに整備事業が建築基準法、その他法令に違反していないこと。
- (3) 融資対象設備は、市内に設置すること。
- (4) 融資後において必要がある場合は、市はこの制度の利用者に対して関係帳票の提出を求め適切な指導を行うものとする。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市創業支援資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市創業支援資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

- 1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市創業支援資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

この細則は、平成26年12月15日から施行する。

附 則
(施行期日)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、令和３年８月２日から施行する。

附 則

この細則は、令和５年４月１日から施行する。

豊橋市中心市街地商業活性化資金融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中心市街地商業活性化対策として中小企業者が商業活性化に要する資金（以下「活性化資金」という。）の融通を円滑にするための融資を行い、もって本市産業の振興に資することを目的とする。

(資金措置)

第2条 市は、この制度の運用資金に充てるため、予算で定める範囲内において必要と認める金額を別途契約に基づき決済用預金により取扱金融機関に預託することとし、取扱金融機関は資金を市の預金として受け入れ、別途市に決済用預金通帳を交付する。

2 前項の預託期間は1年以内とする。

(取扱金融機関)

第3条 取扱金融機関は、別に定めるものとする。

(融資枠)

第4条 取扱金融機関は、預託資金の3倍の額を目処として融資を行うものとする。

(信用保証)

第5条 この制度に係る融資は、愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証付きとする。

(暴力団等の排除)

第6条 市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた者は、この制度を利用することができない。

- (1) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体

(融資対象者)

第7条 活性化資金の融資対象者は、市長が別に定める業種であって、次の各号のいずれにも該当する個人、会社又は企業組合とする。

- (1) 豊橋市中心市街地活性化基本計画2021－2025に定める中心市街地域域内（以下「区域内」という。）での商業活性化に資する事業を営んでいること。
- (2) 区域内で現に事業を営んでいる、又は区域内に進出し出店するものであること。
- (3) 小売業を主たる事業とするものは、常時使用する従業員の数が50人（卸売業、サービス業を主たる事業とするものは、100人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事

業を営んでいること。

- (4) 適法に事業を営んでいること。
- (5) 税の滞納がないこと。
- (6) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。
- (7) 協会の信用保証対象資格があること。
- (8) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。

(資金の使途)

第8条 活性化資金の使途は、商業の活性化に要する事業上の資金（運転資金又は設備資金）とする。

(融資条件)

第9条 活性化資金の融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資限度額 一事業者につき 5,000万円以内
- (2) 期間及び利率 運転資金 3年以内 年1.1パーセント
5年以内 年1.2パーセント
7年以内 年1.3パーセント
設備資金 3年以内 年1.1パーセント
5年以内 年1.2パーセント
7年以内 年1.3パーセント
10年以内 年1.4パーセント
- (3) 担保 原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。
- (4) 保証人 原則として、法人代表者以外の連帯保証は要しない。
- (5) 信用保証料 協会所定
- (6) 償還方法 原則として、元金均等分割返済とする。
(据置期間は、6か月以内とする。)
- (7) 貸付方法 証書貸付とする。

(残高方式)

第10条 前条第1号に規定する融資限度額は、一事業者に対する融資残高の上限をいう。この場合において、既に融資した中心市街地商業活性化推進資金の残高は、この制度による運転資金又は設備資金の残高とみなす。

(運転資金と設備資金の併用)

第11条 第9条第1号に規定する融資限度額以内において、それぞれ運転資金及び設備資金を併せて融資することができるものとする。

2 前項の規定により運転資金及び設備資金を併せて融資する場合において、その融資条件は、融資の合計額のうち設備資金に係る割合が60パーセント以上のときは、設

備資金の融資条件を、60パーセント未満のときは、運転資金の融資条件を適用するものとする。

- 3 第1項の規定による融資の申込みは、原則として同一の申込書により行うものとする。

(融資の申込み)

第12条 申込者は、借入申込書に関係書類を添付のうえ原則として、取扱金融機関を経由し市長に提出しなければならない。

- 2 取扱金融機関は、申込み内容について調査し、適切と認めるものについては、所定の手続きを行い速やかに市長に送付するものとする。

(融資の決定)

第13条 市長は、申込みの内容について調査し、適切と認めるものについては、速やかに関係書類を協会に送付するものとする。

- 2 協会は、前項の規定により送付を受けたときは、直ちに保証承諾の可否を審査のうえ、保証を可とするものについては取扱金融機関に信用保証書を発行すると同時に、市長及び申込者に通知するものとする。

- 3 取扱金融機関は、信用保証書を受領後、速やかに融資を実行するものとする。

(融資業務)

第14条 貸付け、回収等融資の具体的業務は、取扱金融機関において行うものとし、その責任はすべて金融機関に帰属するものとする。

(運営の協力)

第15条 この制度の略称を「活性化」とし、取扱金融機関はこの制度に係る融資関係書類には、**活**の記号を付して他と明確に区分して処理するものとする。

- 2 取扱金融機関は、この制度による融資金を金融機関固有の既融資金と肩代わりさせる行為をしてはならない。

(遵守事項)

第16条 この制度の利用者は、この要綱及び取扱金融機関との約定を遵守しなければならない。

- 2 市長は、この制度の利用者について関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用等この要綱に違反する事項があると認めたときは、関係機関と協議して融資を取り消すことができる。

(指示、調査及び報告)

第17条 市長は、この制度の適正な運用を図るため必要があると認めたときは、取扱金融機関に対して指示又は融資後の状況等の調査をさせ、この報告を求めることができる。

(その他)

第18条 この要綱及び別に定める事務処理細則に規定するもののほか、この制度の運

用について必要な事項は、市と関係機関との協議により定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市商業近代化特別資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市商業近代化特別資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市商業近代化特別資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市商業近代化特別資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市商業近代化特別資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市商業近代化特別資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市商業近代化特別資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年3月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市商業近代化特別資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の保証決定から適用し、同日前に保証決定を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市中心市街地商業活性化資金融資制度要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の保証決定から適用し、同日前に保証決定を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市中心市街地商業活性化資金融資制度要綱第 9 条の内、利率に関する規定は、この要綱の施行の日以後の保証決定から適用し、同日前に保証決定を受けた融資については、なお従前の例による。

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

豊橋市中心市街地商業活性化資金融資制度要綱事務処理細則

(取扱金融機関)

第1条 要綱第3条に規定する取扱金融機関は、次の市内に存する各店舗及び豊橋市に隣接する市に存する各店舗とする。ただし、市内に存しない店舗については預託を行わないものとする。

みずほ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行
大垣共立銀行	十六銀行	名古屋銀行
三十三銀行	豊橋信用金庫	岡崎信用金庫
豊川信用金庫	蒲郡信用金庫	豊橋商工信用組合
商工組合中央金庫		

(融資対象者)

第2条 要綱第7条に規定する融資対象者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第2号から第4号に規定する業種に属する事業を営むものとする。

(税の種類)

第3条 納税要件の調査は、所得税（法人の場合は法人税）、事業税、県民税、及び豊橋市市税条例（昭和25年条例第25号）第3条第1項に規定する市税（以下「市税」という。）とする。

(税の調査方法)

第4条 原則として、市税の納税確認は提出された税務資料調査承諾書に基づき、税務担当課に照会し確認するものとする。ただし、必要がある場合は納税証明書を徴することができる。

2 原則として、国税等の納税確認は税務公署の発行する領収書類の確認によるものとする。ただし、必要がある場合は納税証明書を徴することができる。

(指導基準)

第5条 設備資金の融資にあたっては、次の基準に従って申込者を指導するものとする。

- (1) 原則として融資後2か月以内に、工事に着手又は機械器具を購入すること。
- (2) 既施設設並びに整備事業が建築基準法、その他法令に違反していないこと。
- (3) 融資対象設備は、市内に設置すること。
- (4) 融資後において必要がある場合は、市はこの制度の利用者に対して関係帳票の提出を求め適切な指導を行うものとする。

附 則

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市商業近代化特別資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市商業近代化特別資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市商業近代化特別資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市商業近代化特別資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市商業近代化特別資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市商業近代化特別資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市商業近代化特別資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市中心市街地商業活性化資金融資制度要綱事務処理細則の規定は、この細則の施行の日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成26年12月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

豊橋市融資制度の運用について

豊橋市小口事業資金融資制度要綱及び同事務処理細則、豊橋市経営安定資金融資制度要綱及び同事務処理細則、豊橋市中心市街地商業活性化資金融資制度要綱及び同事務処理細則並びに豊橋市創業支援資金融資制度要綱及び同事務処理細則については、下記により運用するものとする。

1 融資の申込み

- (1) 豊橋市小口事業資金融資制度要綱第 17 条、豊橋市経営安定資金融資制度要綱第 11 条、豊橋市中心市街地商業活性化資金融資制度要綱第 12 条及び豊橋市創業支援資金融資制度要綱第 12 条にいう「借入申込書」とは、様式第 1 に規定するものとする。
- (2) 原則として、同一の資金使途に係る融資申込みは、一制度により行うものとする。

2 税の滞納

- (1) 市税とは、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税及び鉱産税の 5 税目とする。
- (2) 滞納とは、調査対象税目に係る税額が納税猶予などの法的手段をとらないで納付されていない状態をいう。なお、係争中のものは税の滞納に該当する。
- (3) 豊橋市小口事業資金融資制度要綱事務処理細則第 3 条第 1 項、豊橋市経営安定資金融資制度要綱事務処理細則第 3 条第 1 項、豊橋市中心市街地商業活性化資金融資制度要綱事務処理細則第 4 条第 1 項及び豊橋市創業支援資金融資制度要綱事務処理細則第 3 条第 1 項にいう「税務資料調査承諾書」とは、様式第 2（法人代表者以外の連帯保証人については、様式第 3）に規定するものとする。
- (4) なお、愛知県小規模企業等振興資金制度細則第 8 にいう税金の滞納調査については、前号の様式を準用するものとする。

3 保証対象資格

次の者は原則として、信用保証協会の信用保証対象資格がない。

- (1) 許認可を必要とする業種で許認可を受けていないもの。
- (2) 銀行取引停止処分を受けているもの（第 1 回不渡り発生後 6 か月を経過していないものを含む。）法人の場合は、代表者を含む。
- (3) 信用保証協会の代位弁済を受け、求償権が残存しているもの。
- (4) 協会が事故報告を受理し、事故事由が解消していないもの。
- (5) 協会の保証付き貸付又は金融機関固有貸付について、延滞等の債務不履行があるもの。

(6) その他協会の保証対象除外事業者に該当するもの。

4 基準日

- (1) 豊橋市創業支援資金融資制度要綱第7条第1号ア（ア）に規定する「1か月以内」、ア（イ）及びイ（ア）に規定する「2か月以内」、ア（キ）及びイ（カ）に規定する「6か月以内」及びア（ク）に規定する「6か月以内」の起算日は、保証協会の保証に基づく貸付実行がなされた日を基準とする。
- (2) 豊橋市創業支援資金融資制度要綱第7条第1号ア（エ）及び（ケ）に規定する「事業を開始した日以後5年」の起算日は、事業の開始が可能となった日とする。
- (3) 豊橋市創業支援資金融資制度要綱第7条第1号ア（オ）及び（カ）並びに同号イ（ウ）、（エ）及び（オ）に規定する「設立の日以後5年」の起算日は、商業登記簿上の会社設立登記年月日を基準とする。

5 資金使途

次に該当するものは事業上必要な資金であっても対象としない。

- (1) 市内に事業所を有しているが、資金経理が市外にある本店等で統一的行われている場合の運転資金及び設備資金
- (2) 投機性を有する土地取得資金
- (3) 市外設備に要する資金。ただし、豊橋市小口事業資金融資制度（通常資金）に係る市外設備に要する資金に限り、次に該当する場合は融資対象とする。
 - ① 市内に事業所を有し、資金経理が市内の本店等で統一に行われている場合で、豊橋市に隣接する市への設備（営業用車輛を除く。）の新設、増設、補修等に要する資金。
- (4) 転業（全面転換）のための資金。

6 融資期間

融資期間については各制度要綱で「〇年以内」と定めているが、運用は次のとおりとする。

- 3年以内……………1年超3年以内で取り扱う。
- 5年以内……………3年超5年以内で取り扱う。
- 7年以内……………5年超7年以内で取り扱う。
- 10年以内……………7年超10年以内で取り扱う。

7 貸付利率

- (1) 規定利率以外の貸付利率の取扱いはできないものとする。
- (2) 融資期間内における条件変更については、現行の規定利率を適用するものとする。ただし、期間を延長する場合にあっては、当初の期限を超えた期間について、取扱金融機関所定の貸付利率を適用することもできる。

8 借換えについて

豊橋市小口事業資金、豊橋市経営安定資金、愛知県小規模企業等振興資金（小口資金）、豊橋市中心市街地商業活性化資金及び豊橋市創業支援資金については、次の条件により認めるものとする。

- (1) 金融機関固有の通常融資（プロパー融資）は、対象としないこと。
- (2) 愛知県信用保証協会の保証業務に係る事務取扱に基づいた借換えであること。